

町民税・県民税 国民健康保険税 申告書

整理番号 世帯識別 個人番号

個人番号をご記入ください。

収入がなかった方は、こちらをご記入ください。

収入・所得のなかった方  
 1. 次の方に扶養(援助)されていた。  
 2. 学生であった。  
 3. 次の収入で生活していた。  
 イ. 遺族年金 ロ. 障害年金 ハ. 生活保護 ニ. 雇用保険(失業保険)ホ. 預貯金 ヘ. その他( )

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除  
 15 生命保険料控除  
 16 地震保険料控除  
 17~19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除  
 20 障害者控除  
 21 配偶者控除・配偶者特別控除  
 22 特定親族特別控除  
 23 扶養控除  
 24 基礎控除  
 25 雑損控除

2 所得金額  
 1 収入金額等  
 4 所得から差し引かれる金額

3 所得から差し引かれる金額に関する事項について ※控除名に「◎」を付しているものは、領収書、証明書又は明細書等が必要です。

⑦ 医療費控除◎  
 本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合の控除(最高200万円)です。  
 医療費控除 = (支払った額 - 保険金等で補填される金額) - (総所得金額等の5%(上限10万円))  
 ※医療費控除を受ける場合は、『医療費控除の明細書』又は『セルフメディケーション税制の明細書』を添付してください。

⑬ 社会保険料控除◎  
 年間に支払った社会保険料(国民健康保険・国民年金保険・介護保険・後期高齢者医療保険料等)をご記入ください。

⑮ 生命保険料控除◎  
 「生命保険料(新・旧)」、「個人年金保険料(新・旧)」、「介護医療保険料(新)」の5つに区分し、それぞれ支払った額の控除額は下記の算式で計算した金額となります。

区分	支払った金額(A)	控除額
新契約の場合 ・新生命保険料 ・新個人年金保険料 ・介護医療保険料	12,000円以下	(A)の全額
	12,001円~32,000円	(A)×1/2+6,000円
	32,001円~56,000円	(A)×1/4+14,000円
旧契約の場合 ・旧生命保険料 ・旧個人年金保険料	56,001円以上	一律 28,000円
	15,000円以下	(A)の全額
	15,001円~40,000円	(A)×1/2+7,500円
	40,001円~70,000円	(A)×1/4+17,500円
	70,001円以上	一律 35,000円

※「新契約」:各区分で控除の適用限度額は28,000円。3区分の合計適用限度額は70,000円。  
 ※「旧契約」:各区分で控除の適用限度額は35,000円。2区分の合計適用限度額は70,000円。  
 ※「生命保険料」「個人年金保険料」について、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記で算定した控除額の合計額(限度額28,000円)又は旧契約のみの控除額(限度額35,000円)のいずれか大きい金額が控除額となります。

⑯ 地震保険料控除◎  
 「地震保険料」「旧長期損害保険料」それぞれ支払った額の控除額は下記の算式で計算した金額となります。

区分	支払った金額(A)	控除額
地震保険料	一律	(A)×1/2(最高25,000円)
旧長期損害保険料	5,000円以下	(A)の全額
	5,001円~15,000円	(A)×1/2+2,500円
両方ある場合		それぞれの控除額の合計(最高25,000円)

⑰ 寡婦控除  
 合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方で次のいずれかに該当する方 26万円  
 ①夫と離婚後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方  
 ②夫と死別後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない方

⑱ ひとり親控除  
 合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方で次に該当する方 30万円  
 ①現に婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる

⑲ 勤労学生控除◎  
 学生・生徒で合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の方 26万円

⑳ 障害者控除◎  
 本人又は配偶者や扶養親族の方が障害者である場合  
 ①普通障害・身体障害者手帳3~6級、療育手帳Bの方など 普通障害 26万円  
 ②特別障害・身体障害者手帳1~2級、療育手帳Aの方など 特別障害 30万円  
 同居特別障害 53万円

㉑ 配偶者控除  
 生計を一にする配偶者がいる場合、下記のとおり控除されます。

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額				
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		
配偶者控除	58万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円

2 所得金額(給与・年金)の算出方法について ※源泉徴収票の原本を必ず持参してください。

【給与所得(2 所得金額)の求め方】

給与収入金額(円)	給与所得金額(円)
~ 650,999	0
651,000 ~ 1,899,999	収入額 - 650,000
1,900,000 ~ 3,599,999	(収入額 ÷ 4 = A) A × 2.8 - 80,000
3,600,000 ~ 6,599,999	千円未満の端数切捨て A × 3.2 - 440,000
6,600,000 ~ 8,499,999	収入額 × 0.9 - 1,100,000
8,500,000 ~	収入額 - 1,950,000

【公的年金等所得(2 所得金額)の求め方】 ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合

65歳未満(昭和35年1月2日以降の生まれ)		65歳以上(昭和35年1月1日以前の生まれ)	
公的年金等の収入金額(円)	年金所得金額(円)	公的年金等の収入金額(円)	年金所得金額(円)
~ 600,000	0	~ 1,100,000	0
600,001 ~ 1,299,999	収入額 - 600,000	1,100,001 ~ 3,299,999	収入額 - 1,100,000
1,300,000 ~ 4,099,999	収入額 × 0.75 - 275,000	3,300,000 ~ 4,099,999	収入額 × 0.75 - 275,000
4,100,000 ~ 7,699,999	収入額 × 0.85 - 685,000	4,100,000 ~ 7,699,999	収入額 × 0.85 - 685,000
7,700,000 ~ 9,999,999	収入額 × 0.95 - 1,455,000	7,700,000 ~ 9,999,999	収入額 × 0.95 - 1,455,000
10,000,000 ~	収入額 - 1,955,000	10,000,000 ~	収入額 - 1,955,000

※㉓~㉕の扶養控除・特定親族特別控除・基礎控除については裏面に続きます。

※裏面もご覧ください。

